

流山市私立保育所等賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における私立保育所等の設置を促進し、待機児童の解消及び私立保育所等の安定した運営を図るため、市内において土地又は建物を賃借して私立保育所等を設置し、及び運営する者に対し、当該土地又は建物の賃借料の一部について、流山市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和51年流山市条例第36号）及び流山市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成4年流山市規則第5号。以下「施行規則」という。）並びに流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可された同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (2) 私立保育所等 国及び地方公共団体以外の者が市内に設置する次に掲げる施設をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可された法第39条第1項に規定する保育所
 - イ 認定こども園
- (3) 私立保育所等の設置者 国及び地方公共団体以外の者であって、私立保育所等を市内に設置し、及び運営するものをいう。
- (4) 土地賃借料 私立保育所等の用に供する土地の賃借料（敷金、礼金、権利金、保証金その他のこれらに類するものを除く。）をいう。
- (5) 土地賃借料の年額 申請日の属する年度に発生した土地賃借料の額をいう。
- (6) 建物賃借料 私立保育所等の用に供する建物の賃借料（敷金、礼

金、権利金、保証金その他のこれらに類するものを除く。)をいう。

(7) 建物賃借料の年額 申請日の属する年度に発生した建物賃借料の額をいう。

(8) 賃借料加算 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算をいう。

(9) 賃借料加算の年額 申請日の属する年度に発生した賃借料加算の額をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 令和2年4月1日以降に設置した私立保育所等の用に供する土地を賃借して保育を行う私立保育所等の設置者

(2) 私立保育所等の用に供する建物を賃借して保育を行う私立保育所等の設置者であって、次に掲げるもの

ア 建物賃借料の年額が賃借料加算額の年額の3倍（当該私立保育所等を設置した年度にあっては、2倍）を超える者

イ アに掲げる者以外の者であって、次に掲げるもの

(ア) 平成28年3月31日以前に設置した私立保育所等の用に供する建物を賃借して保育を行う私立保育所等の設置者

(イ) 平成28年4月1日から令和2年3月31日までに設置した私立保育所等の用に供する建物を賃借して保育を行う私立保育所等の設置者

(ウ) 令和2年4月1日以後に設置した私立保育所等の用に供する建物を賃借して保育を行う私立保育所等の設置者

(エ) (ア)から(ウ)までの規定にかかわらず、私立保育所等を設置してから10年を経過する日の属する年度の翌年度以降において私立保育所等の用に供する建物を賃借して保育を行う私立保育所等の設置者

(補助金の交付可能期間)

第4条 この補助金は、私立保育所等を設置した日から20年を経過した日の属する年度の末日まで受けることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める費用とする。

(1) 第3条第1号に掲げる者 土地賃借料

(2) 第3条第2号に掲げる者 建物賃借料

(補助基準額及び補助金の額)

第6条 第3条第1号に掲げる者に係る補助基準額及び補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 補助基準額 500,000円に申請日の属する年度における賃借期間の月数を乗じて得た額

(2) 補助金の額 土地賃借料の年額又は補助基準額のうち、いずれか低い方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てる。)

2 第3条第2号アに掲げる者に係る補助基準額及び補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 補助基準額 次のア又はイに定める額のうち、いずれか低い方の額

ア 建物賃借料の年額(認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市の認定を受けた児童に係る利用定員数(4月1日時点(年度途中で設置された私立保育所等において設置日時点)のものに限る。以下このアにおいて同じ。)を認定こども園全体の利用定員数で除した数を建物賃借料の年額に乘じて得た額)から賃借料加算の年額を控除した額

イ 22,000,000円(第3条第2号アに掲げる者のうち、建物賃借料の年額が賃借料加算の年額の2倍を超える者にあっては、12,000,000円)

(2) 補助金の額 補助基準額を2で除して得た額(1,000円未満の端数を切り捨てる。)と補助基準額を4で除して得た額(1,000円未満の端数を切り捨てる。)の合算額

3 第3条第2号イに掲げる者に係る補助基準額及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(手 続)

第 7 条 補助金の申請その他の規則で定める手続及び当該手続に使用する様式は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(補 助 金 の 交 付 条 件)

第 8 条 規則第 5 条（施行規則第 6 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により定める補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。ただし、第 4 号及び第 5 号に掲げる交付条件については、第 3 条第 2 号アに掲げる者に対してのみ付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（控除対象仕入税額が 0 円の場合を含む。）には、遅くとも事業の完了の日の属する年度の翌々年度の 6 月 3 0 日までに当該控除対象仕入税額を市長に報告するとともに、当該控除対象仕入税額がある場合は、その額を市に納付しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の決定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。
- (6) その他市長が必要と認める条件

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第6条関係）

補助の対象者	補助基準額	補助金の額
第3条第2号イ（ア）に掲げる者	建物賃借料の年額× 3/4（1,000 円未満の端数を切り 捨てる。）	補助基準額－賃借料 加算の年額
第3条第2号イ（イ）に掲げる者	1,300円×補助 基準面積×申請日の 属する年度における 賃借期間の月数（建 物賃借料の年額を限 度とする。）	補助基準額×3/4 （1,000円未満 の端数を切り捨て る。）－賃借料加算 の年額
第3条第2号イ（ウ）及び（エ）に 掲げる者	1,800円×補助 基準面積×申請日の 属する年度における 賃借期間の月数（建 物賃借料の年額を限 度とする。）	補助基準額×3/4 （1,000円未満 の端数を切り捨て る。）－賃借料加算 の年額

備考

1 補助基準面積は、次の各号に掲げる利用定員数ごとに、当該各号に定めるとおりとする。ただし、建物の賃貸借契約の対象となる延べ床面積が、補助基準面積を下回る場合は、当該延べ床面積を補助基準面積とする。

- (1) 29人以下 185平方メートル
- (2) 30人以上44人以下 265平方メートル
- (3) 45人以上60人以下 345平方メートル
- (4) 61人以上90人以下 425平方メートル
- (5) 91人以上120人以下 505平方メートル
- (6) 121人以上 670平方メートル

2 前項の場合において、建物の賃貸借契約の対象となる部分に共用部分が含まれている場合には、私立保育所等の用に供する専有部分の延べ床面積（以下「保育専有部分」という。）を保育専有部分の延べ床面積と私立保育所等の用以外の用に供する専有部分

の延べ床面積の合計で除して得た割合を共用部分の延べ床面積に乗じて得た面積（1未満の端数を切り捨てる。）を保育専有部分の延べ床面積に加えた面積を前項の延べ床面積とする。

別表第2（第7条関係）

手続区分	使用する様式の名称	添付書類	様式番号
申請	流山市私立保育所等賃借料補助金交付申請書	(1) 申請額（実績報告額）算出内訳書（別記第2号様式） (2) 賃借料加算額算定表（別記第3号様式） (3) 補助事業に係る土地又は建物の賃貸借契約書の写し (4) その他市長が必要と認める書類	別記第1号様式
決定通知	流山市私立保育所等賃借料補助金交付決定（申請却下）通知書		別記第4号様式
変更等承認申請	流山市私立保育所等賃借料補助金変更（中止・廃止）承認申請書	変更の内容を確認できる書類	別記第5号様式
変更等承認決定通知	流山市私立保育所等賃借料補助金変更（中止・廃止）承認決定（申請却下）通知書		別記第6号様式
実績報告	流山市私立保育所等賃借料補助金実績報告書	(1) 申請額（実績報告額）算出内訳書 (2) 賃借料加算額算定表 (3) 土地賃借料又は	別記第7号様式

		<p>建物賃借料を支払ったことがわかる書類</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>	
確定通知	流山市私立保育所等賃借料補助金交付確定通知書		別記第8号様式
請求	流山市私立保育所等賃借料補助金交付請求書		別記第9号様式
概算交付請求	流山市私立保育所等賃借料補助金概算交付請求書		別記第10号様式